|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 枚方市農業委員会 |
| 任命権者 | 枚方市農業委員会会長 |
| 計画期間 | 令和２年４月～令和７年３月（５年間） |
| 目標 | |
| 1. 雇用に関する目標 | 障害者雇用の促進に関する理解を促すことと合わせ、障害者が在籍する場合には、合理的配慮の徹底を目指します。 |
| 1. 定着に関する目標 | なし  ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 |
| 取組内容 | |
| １． 推進体制 | 令和元年度に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、枚方市農業委員会においては、農業委員会事務局次長の職にある者を障害者雇用推進者として選任しました。今後、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。 |
| ２．支え合う意識の醸成 | 障害の有無に関わらず、枚方市農業委員会で働くすべての職員にとって働きやすい職場の実現が求められます。その実現のためには、職員一人ひとりが障害に対する理解を深める必要があることから、継続した職員研修を実施するとともに、定期的な周知・啓発活動に取り組みます。 |
| ３．職務の選定、適材適所の配置 | 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、着実に職務の選定及び創出を行います。 |
| ４．活躍推進を後押しする環境整備 | 障害特性に配慮したハード面の整備や就労支援機器の導入等について、市長部局と連携しながら、可能なものから充実を図っていくとともに、定期的に面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。  なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施していきます。 |
| ５．多様な働き方の充実 | 効率的に勤務できる環境整備を図る観点から、柔軟な勤務形態の一環として実施している時差勤務制度を利用することができるよう、市長部局と対象要件の整合を図ります。 |
| ６． 障害者の活躍の場の拡大推進 | 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大推進を図ります。 |